【平成 27 年 3 月 18 日事務総長定例会見 席上配布資料】本資料は速報のため事後修正の可能性が ございます。後日、CPRCホームページに講演記録を掲載します。

第12回 競争政策研究センター(CPRC)国際シンポジウムの概要 [平成27年3月6日(金) 於: 都市センターホテル]

1 講演者・コメンテーター

《基調講演者》

(1) スチュアート・グラハム (Stuart Graham)

テーマ: "US Patent Policy in 2015: The Role for Economic Analysis"
"アメリカにおける 2015 年特許政策: 経済分析の役割"

略 歴: 2004年カリフォルニア大学バークレー校にて博士号(経営学)を取得。現在,ジョージア工科大学経営学研究科助教授(元・米国特許商標庁チーフエコノミスト)。専門は経営戦略と競争,知的財産の戦略と取引など。

(2) ブルーノ・ファン・ポッテルズベルゲ (Bruno van Pottelsberghe)

テーマ: "Governance and quality in patent systems"

"特許制度のガバナンスと質"

略 歴: 1998 年ブリュッセル自由大学にて博士号(経済学)を取得。現在, ブリュッセル自由大学ソルベイブリュッセル経済経営学院長。専門は 科学技術政策の効果,特許政策,規制とイノベーション。

《コメンテーター》

(1) 田村 善之(たむら よしゆき)

略 歴: 1987 年東京大学法学部卒業。現在、北海道大学大学院法学研究科教授、同大学情報法政策学研究センター長。専門は、知的財産法。

(2) 長岡 貞男(ながおか さだお)

略 歴: 1990 年マサチューセッツ工科大学にて博士号(経済学)を取得。現在、一橋大学イノベーション研究センター教授。専門は、産業組織、イノベーションと政策・制度。

2 講演の概要

- (1) スチュアート・グラハム (Stuart Graham) 助教授
 - ① アメリカにおける特許政策の最近の動向
 - 2011年の特許法改正(先発明主義から先願主義への変更,小規模事業者等への出願手数料の割引措置等)により、アメリカの特許制度が大きく変更された。
 - ・ その他の最近の動きとして、パテントトロール (PAE) を規制するため のオバマ政権の取組や法制化に向けた動き等について紹介。
 - ② ソフトウェア特許とその他の特許との比較
 - Journal of Economic Perspectives 誌に 2013 年に掲載された Graham 助教 授と共著者 (Saurabh Vishnubhakat 氏)の研究成果による。
 - スマートフォンに係る特許訴訟の多発等を受け、ソフトウェア特許は、その他の特許と比較して、米国特許商標庁(USPTO)の審査が甘いのではないかとの指摘がなされていた。
 - ・ ソフトウェア特許及びその他の特許について、USPTOにおける取扱い に差が認められるか実証分析(分析手法:出願件数のうち、拒絶査定された ものの割合の比較、審査官による拒絶査定に対する行政不服申立てが認めら れたものの割合等の比較等)を行ったところ、ソフトウェアに係る特許審査

は、ソフトウェア以外と同じように審査がなされており、特許の質に大きな 差がないことを示唆する実証結果が示された。

(2) ブルーノ・ファン・ポッテルズベルゲ (Bruno van Pottelsberghe) 教授

- ① ヨーロッパ、アメリカ、中国、韓国及び日本における特許出願傾向
 - ・ アメリカでは、一つの特許権に含まれる請求項(claim)の数が多い。特 許権単位でみると、主要5特許庁(米国、欧州、日本、中国及び韓国)の中 で特許出願数が多いのは中国であるが、請求項数単位でみると、アメリカが 中国を上回る。
- ② 特許制度の質に関する各国比較
 - ・ 日本、アメリカ、ヨーロッパにおける特許制度の質(透明性・厳格性)に 関するブルーノ教授の実証研究に基づくもの。
 - 各国の特許制度について、特許制度の質を表すものとして、特許庁審査官による調査報告書(サーチリポート)の公表の有無、審査請求までの期間、優先権を確保できる猶予期間、審査官1人当たりの作業負荷等9つの要素を選び、これらの要素を基に指数を算出。その結果、ヨーロッパ、日本、アメリカの順に特許制度の質が高いという結論となった。
- ③ 欧州統一特許制度 (Unitary Patent) についての考察
 - ・ 今後ヨーロッパにおいて欧州統一特許制度(欧州特許庁(EPO)に特許 出願を行い、審査を受け、特許性が認められると加盟国内で効力が生じる) の導入がなされると、現行のEPOの手続のように、登録を希望する国にそ れぞれに登録手続を行う(国内移行する)場合と比較して相対的に特許の登 録・維持管理に要するコストは低減すると考えられるが、既存の特許制度(各 国レベルの特許制度・欧州特許制度)と並存することによって特許制度がさ らに複雑化するという面もある。各国レベルの特許制度・欧州特許制度につ いては抑制すべきである。

3 パネル・ディスカッションの概要

- ・ 日本においてもパテントトロール (PAE) による特許侵害訴訟の問題は水面 下では生じているが、日本はアメリカと比較して訴訟費用が安いので、大きな問 題とはならないことから、アメリカのように特別の法規制を行う必要があるとい う議論にはならないのではないか (田村教授)。
- ・ 特許権の権利行使は独占禁止法の適用を受けないという条文があるが、このせいでライセンス拒絶について競争当局は比較的消極的な立場を取っている。しかしながら、特許権の審査においては、事後的な事情が考慮されない以上、特許権に対する見方を少し相対化すべきではないか(田村教授)。
- FRAND宣言をしておきながら、その後対象特許についてライセンス拒絶を 行うといった行為は、競争を阻害するおそれのあるものであり、そのような行為 を抑止できるようにすることは非常に重要である(長岡教授)。
- ・ 特許の藪に対する競争政策上有効な手段は、補完的な関係にある特許を一手に 保有するアグリゲーターの設立を促進しつつ、代替的な関係にある特許を集めて 市場支配力を高めようとする者を排除する取組である(長岡教授)。
- ・ アメリカ・ヨーロッパのいずれにおいても、特許庁と競争当局の連携は近年ー 層密になってきており、今後も特許政策の展開において競争当局が重要な役割を 担うことになる(グラハム助教授、ブルーノ教授)。